

21 大正四年看護婦規則制定以前に使用されていた看護婦の名称について

平尾 真智子

大正四年の内務省令看護婦規則において初めて全国的な看護婦の身分法が制定され、看護婦、准看護婦の資格が明示されることになったが、それ以前はどのような名称が使用されていたのだろうか。公的な文書である各府県の看護婦規則や大日本私立衛生会雑誌、明治期の代表的な病院の看護婦養成史などから調査した。

その結果、使用されていた名称は次の五つに区分されることがわかった。

(一) 看護婦、看護補(看護婦補助員)

東京医学校医院では明治九年十二月に看護婦を採用するが、庶務課用度課医院室掛ヨリ長与校長宛伺書のなかに「看護婦」「看護補」の名称があり、給与もそれぞれ金五円、金三円となっている。明治四十四年の島根県看護

婦規則では看護婦のほかに「看護婦補助員」を条文で認めている。

(二) 甲種看護婦、乙種看護婦

明治二十一年の東京慈恵医院の「看護婦送状規則」に甲種看護婦、乙種看護婦の名称があり、派出料金に区別があった(「慈恵看護教百年史」)。明治三十五年の鳥取県看護婦規則には乙種看護婦の登録を受けた者は伝染病以外の看護に従事してはならない、という規定がある。島根県では甲種看護婦は府県の試験合格者、看護婦養成所卒業者、日赤卒業者であり、乙種看護婦は伝染病看護婦となっている。

(三) 看護婦、速成看護婦

明治三十四年になって初めて内務省が看護婦についての全国的な統計をとるようになるが、そのときの調査票には看護婦と速成看護婦の二種類があげられている(大日本私立衛生会雑誌二百三十二号)。明治三十五年の新潟県看護婦取締規則には「速成看護婦養成所」、大正元年の佐賀県看護婦取締規則では「速成看護婦養成規則」が条文に明記されている。

(四) 看護婦、別科看護婦

高知県では明治三十六年四月高知県令第二十三号看護婦取締規則において本科免状、別科免状の二種類を認めていた。大正三年に県令第十六号により改正されたが引き続き法定伝染病のみに従事する別科看護婦を認めており、大正四年の内務省令看護婦規則の発令により、これまでの別科看護婦は新法後その存在を認められなくなるため、これらの者に対しなるべくその事務を失わせないようにする必要があらることから、特別に試験を行い、合格者には看護婦免状を、不合格者中看護学術につき相当の素養あると認められる者に対しては準看護婦免状を交付することになった。(大日本私立衛生会雑誌三九一号)

(五) 看護婦、看護婦見習(見習)

明治四十三年の和歌山県看護婦規則では「看護婦ノ指揮ヲ受ケ見習トシテ従事スル者」、明治四十四年の石川県看護婦取締規則では「病院及医師ニ就キ見習中ノ者」、大正三年の高知県看護婦取締規則では「看護婦見習ニ従事シタル者」の規定がある。

以上の結果から、看護婦のほかに「看護補」「乙種看護

婦」「速成看護婦」「別科看護婦」「看護婦見習」の五つの名称が使用されていたことが明らかとなった。これらの名称は大正四年の内務省令看護婦規則によって、看護婦、准看護婦に統一されるようになる。大正四年以前における准看護婦の使用例は発見できなかった。このことから准看護婦の名称は内務省令看護婦規則において初めて公に使用された新名称であることが明らかとなった。

(帝京平成短期大学)